

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月公告第21号）の一部を次のように改正し、2023年10月1日から施行する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p><b>第50条</b> 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第74条第1項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線及びJR西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p><b>第50条</b> 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第74条第1項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあっては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(中略)</p>
<p>(小児普通旅客運賃)</p> <p><b>第51条</b> 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線及びJR西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理し</p>	<p>(小児普通旅客運賃)</p> <p><b>第51条</b> 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあっては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の</p>

改正前	改正後
<p>た額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p> <p>(中略)</p>	<p>定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃</p> <p>(中略)</p>
<p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p><b>第52条</b> 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線及びJR西日本宮島フェリー株式会社航路にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(中略)</p>	<p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p><b>第52条</b> 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、IRいしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(中略)</p>
<p>(団体旅客運賃)</p> <p><b>第63条</b> 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の1発着区間(普通旅客運賃の1計算区間)が、2以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する</p>	<p>(団体旅客運賃)</p> <p><b>第63条</b> 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の1発着区間(普通旅客運賃の1計算区間)が、2以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期</p>

改正前	改正後
<p>期間のものによる。</p> <p>会津鉄道株式会社線 野岩鉄道株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線</p> <p><del>JR西日本宮島フェリー株式会社航路</del></p> <p>(中略)</p>	<p>間のものによる。</p> <p>会津鉄道株式会社線 野岩鉄道株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線</p> <p>(中略)</p>
<p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第64条</b> 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃</p> <p>運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げた額（IRいしかわ鉄道株式会社線及び<del>JR西日本宮島フェリー株式会社航路</del>にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p><b>第64条</b> 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃</p> <p>運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げた額（IRいしかわ鉄道株式会社線にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。</p> <p>(中略)</p>
<p>(421) 智頭急行株式会社線 規則別表</p> <p>(内容省略)</p>	<p>(421) 智頭急行株式会社線 規則別表</p> <p>(内容省略)</p>
<p><del>(430) JR西日本宮島フェリー株式会社航路 規則別表</del></p> <p><del>(内容省略)</del></p>	<p><u>(削る)</u></p>

改正前	改正後
(501)の2 土佐くろしお鉄道株式会社線  (以下略)	(501)の2 土佐くろしお鉄道株式会社線  (以下略)